

## 高知県学校給食優良表彰要項

### 1 趣 旨

学校給食の普及と充実を図るため、学校給食の実施に関し、優秀な成績を上げた公立学校及び共同調理場（以下「学校等」という。）を表彰する。

### 2 表彰の対象

学校給食法（昭和29年法律第160号）に基づく、学校給食（完全給食）を実施している県立及び市町村(学校組合)立の小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校及び共同調理場

### 3 推薦の基準

#### (1) 学校

ア 完全給食を3年以上実施し、栄養管理や衛生管理等に適正を期しつつ、過去10年間に食中毒の発生がなく、また、同一市町村内において5年以内の食中毒の発生校がなく、かつ、米飯給食の定着、食事内容の多様化などを通じ、豊かで魅力のある学校給食を実施している学校であること。

イ 給食指導を学校教育活動全体計画の中に適切に位置付け、学校給食の意義、役割を踏まえた創意ある給食指導の実践に取り組んでいる学校であること。

ウ 食器具や喫食場所の整備など、食事の場所にふさわしい環境づくりに配慮し、給食指導にもその成果を生かしている学校であること。

エ 家庭・地域の実情等を踏まえつつ、学校給食における学校・家庭・地域の連携に努めている学校であること。

オ 学校給食の運営組織（特に共同調理場との連携）が整備されている学校であること。

カ その他、学校給食の目標の達成に常に努力し、学校給食の実施に関し、県内で模範とするに足る学校であること。

#### (2) 共同調理場

ア 完全給食実施校に給食を供給しており、栄養管理や衛生管理等に適正を期しつつ、過去10年間に食中毒の発生がなく、また、同一市町村内において5年以内の食中毒の発生校がなく、かつ、学校の教育活動に生かすため、豊かで魅力ある学校給食の実施に寄与している共同調理場であること。

イ 学校や家庭、地域との連携に配慮し、給食指導及び地域等の実情に即した運営を工夫している共同調理場であること。

ウ 作業効率を高めつつ、安全で充実した食事内容を供給するため、調理員の配置、作業工程及び調理時間等を工夫するとともに、調理員の安全衛生面に十分留意している共同調理場であること。

エ その他、学校給食業務の運営において、県内で模範とするに足る共同調理場であること。

ただし、上記（1）及び（2）について、学校給食優良学校等として、過去10年以内に表彰を受けたことのある場合は除くものとする。

### 4 推薦方法

(1) 各市町村（学校組合）教育委員会は、当該管内における学校等の中から、被表彰候補を高知県教育委員会へ推薦する。

(2) 県立学校長は、高知県教育委員会へ自薦する。

### 5 提出書類

(1) 様式5 「内申書」（県立学校除く）

(2) 様式6 「調査票」

(3) 様式7 「学校給食実施状況調書」

① 学校

② 共同調理場